

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第143号
事故等種類	衝突（護岸）
発生日時	平成25年8月6日 17時30分ごろ
発生場所	島根県益田市所在の金地橋上流150m付近の高津川左岸 （概位 北緯34°37.9′ 東経131°47.4′）
事故等調査の経過	平成25年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	川舟（船名なし）、総トン数なし（長さ6.3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操船者 乗船者A 乗船者B
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷側、左舷側及び船底に亀裂 護岸 不詳
事故等の経過	本船は、豪雨災害の行方不明者搜索のため、操船者、乗船者A及び乗船者Bが乗り、操船者が、船尾に立って約3mの竿をさして高津川の中央部を下っていたが、右に湾曲する金地橋上流約500m付近において、水流が速く、船が重かったので、曲がりきれず、平成25年8月6日17時30分ごろ金地橋上流約150m付近の左岸の護岸に衝突した。 操船者、乗船者A及び乗船者Bは、右舷側から水中に投げ出されたが、約50m下流の左岸に自力ではい上がった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2 川の状況：水面 流れによる白波が発生
その他の事項	高津川での搜索は、平成25年7月28日に発生した島根県津和野町における豪雨災害による行方不明者の一斉搜索の一環として行われ、島根県警察本部が高津川漁業協同組合から2隻の川舟を借り上げ、高津川上流から河口に向かって約20kmの水域で行われた。 操船者及び乗船者は、川下りの途中、2回ほど川下りが困難な水域があったので、本船から下りて本船を運んだ。 操船者は、長年、高津川で川舟によるあゆ漁を行っていたが、本事故発生場所付近は、初めて下る水域であった。 本船は、ふだんは2人の乗船で運航していたが、本事故当時、3人の乗船であり、潜水用の鉛を積んでいたため船が重くなり、乾舷が約

	<p>15 cm となっており、川下り中、船内に水しぶきが入り込んでいた。</p> <p>乗船者 B は、船首部に、乗船者 A は、中央部にそれぞれ座っていた。</p> <p>本事故発生場所の川幅は、約 40 m であった。</p> <p>金地橋南方約 3 km に位置する神田観測所の本事故当時の水位は、0.25 m であった。</p> <p>高津川は、本事故当時、ふだんより増水し、水流が速かった。</p> <p>操船者は、救命胴衣を、乗船者は、潜水捜索に備えてウエットスーツに救命胴衣をそれぞれ着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、高津川の金地橋上流において、行方不明者の捜索活動中、操船者が、船尾で竿をさして川を下っていたが、水流がふだんに比べ、速かったこと、及び船が重くなっていたことから、曲がりきれず、高津川左岸の護岸に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、高津川の金地橋上流において、行方不明者の捜索活動中、操船者が、船尾で竿をさして川を下っていたが、水流がふだんに比べ、速かったこと、及び船が重くなっていたため、曲がりきれず、高津川左岸の護岸に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川の状況を事前に調査した上で運航水域を決定すること。</li> <li>・ 川の状況をよく知っている者が操船に当たること。</li> <li>・ 過積載に注意すること。</li> </ul>